

年 月 日

世紀東急工業株式会社 御中

住所

商号

代表者

⑩

## 反社会的勢力排除に関する確約書

当社は、貴社との間で行う一切の取引（以下「本件取引」といいます）につき、反社会的勢力の排除に関する表明及び保証を下記のとおりしましたので、本確約書を差し入れます。

第1条 当社又はその役員若しくは実質的に経営に関与する者（以下「当社」といいます）が、次の各号の一に該当しないこと。

- ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号乃至第5号に定義される団体又はその関係団体若しくはその構成員
  - ② 暴力、威力、脅迫的言辞若しくは詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、又は経済的利益を追求する団体若しくは個人
  - ③ 前2号のいずれかに該当する団体、構成員若しくは個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、又は経済的利益を追求する団体若しくは個人
  - ④ 前3号のいずれかに該当する団体、構成員若しくは個人に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与が認められる団体若しくは個人
  - ⑤ その他前4号に準ずる者
- 2 本件取引に関連して、当社が取引をする相手方（貴社を除きます）又はその役員若しくは実質的に経営に関与する者（以下「取引先」といいます）が、前項各号のいずれかに該当しないこと。
- 3 本件取引に関連して、当社又は取引先が、第1項各号のいずれかに該当する者から不当要求又は取引妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒絶するとともに、直ちに貴社に報告すること。また、当社又は取引先は、不当介入の排除に必要な協力をする事。

第2条 貴社は、当社又は取引先が次の各号の一に該当するときは、当社に催告することなく、本件取引に係る全部又は一部の契約を解除することができること。

- ① 前条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
  - ② 前条第2項又は第3項の規定に違反したとき
- 2 前項各号の規定により、貴社が当社との契約を解除したことで、当社に損害が生じても、何ら賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除により取引先に損害が生じたときは、当社の責任において対処すること。
- 3 第1項各号の規定により、貴社が当社との契約を解除したことで、貴社に損害が生じたときは、当社はその損害を賠償すること。

以上